

平成 30 年度第 3 回森林整備指針検討部会

議事録

日時：平成 31 年 3 月 25 日（月）午前 10 時 06 分から午前 11 時 19 分

場所：エル・おおさか 7 階 708 会議室

大阪府森林審議会

平成30年度第3回森林整備指針検討部会

平成31年3月25日

【司会（鉄羅技師）】 お待たせいたしました。皆様揃われましたので、ただいまから平成30年度第3回森林整備指針検討部会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の鉄羅でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会には、委員5名中4名の委員にご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承ください。

会議に先立ちまして、事務局を務めます大阪府環境農林水産部の出席者を紹介させていただきます。

みどり推進室長の原です。

【原みどり推進室長】 原です。

【司会（鉄羅技師）】 みどり推進室森づくり課長の池口です。

【池口森づくり課長】 池口です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（鉄羅技師）】 そのほか、紹介は省略させていただきますが、各農と緑の総合事務所地域政策室長、森林課長も出席しておりますので、申し添えます。

それでは、開会に先立ちまして、大阪府みどり推進室長の原よりご挨拶を申し上げます。

【原みどり推進室長】 おはようございます。環境農林水産部みどり推進室の原でございます。

委員の皆様方におかれましては、公私ともに年度末の大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本森林整備指針検討部会も今回で3回目となりました。委員の皆さんにおかれましては、前回に引き続きまして、整備指針の策定に向けて森林区分の設定と区分ごとの保育・管理手法を中心にご議論いただき、忌憚ないご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

【司会（鉄羅技師）】 次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、次第、裏面が配付資料一覧となっております。次に、大阪府森林審議会規程、委員名簿でございます。次に、配席図でございます。次から審議・報告関係資料となります。資料1、大阪府森林整備指針検討資料、資料2、大阪府傾斜区分図。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、部会に入らせていただきますが、議長につきましては、大阪府審議会規程第5条第1項の規定によりまして、増田部会長に議長をお願いしたいと存じます。

増田部会長、よろしくお願いいたします。

【増田部会長】 皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたしますと思います。

それともう1点、これ、今日で一応部会解散という日程になっておりますけれども、その点はいかがなんでしょうかね。事前説明では、あと2、3回継続せざるを得ないかなという話を聞いていたんですけど。それはいかがなんでしょうか。

【浦久保森づくり課主査】 今日に限らず、引き続き、まとまるまでご議論をいただきたいと思っております。

【増田部会長】 わかりました。そしたら、今日、最終答申ではなくて、前回は結構大きなご指摘をいただいておりますので、かなり見直しいただいたところもございますので、年度を越えて議論が2、3回継続するという形でよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、本日の議事録署名委員ですけれども、黒田先生と三好先生のお二方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事事項ですけれども、議事が1点、昨年の7月30日開催の第83回森林審議会での諮問のありました大阪府森林整備指針の策定について、事務局からご報告をいただきたいと思っております。この点1点が議事でございます。よろしくお願いいたします。

【浦久保森づくり課主査】 大阪府森づくり課の浦久保と申します。座って説明させていただきます。

説明に入ります前に、1点だけ、訂正なんですけれども、お配りしております配席図で黒田委員と三好委員のお席の位置がちょっと逆になっておりますので、申し訳ございません。

それでは、整備指針につきましてご説明いたします。資料1を使ってご説明いたします。

まずは、大阪府森林整備指針の構成と本日の予定でございますが、2ページ目ですね。前回は、第4章の(3)森林区分の設定と、5、森林区分ごとの保育・管理手法を議事事項とし、ご意見をいただきました。本日も、前回いただきましたご意見を踏まえまして、再度、第4章の(3)及び第5章についてご審議いただければと思っております。

3ページ目に行きますが、前回の振り返りをいたします。前回は、府内の森林を林業適地・不

適地や防災対策の有無といったものによってフローチャートの形で森林を区分したのですが、それについての主なご意見を記載しております。傾斜度が35度から40度は準適地にするなど幅を持たせてはどうかや、防災対策は、全ての森林で配慮する必要がある、また、ナラ枯れ被害地の中で、高木層がなくなっているところは、何らかの対策が必要ではないか、今後、公的管理がどれくらい必要かを把握するために区分ごとのボリューム感を知りたいといったものでした。

また、その5章の区分した森林ごとの施業方法についての主な意見としましては、森林区分と施業方法とが連動していない、防災対策や生態系保全、景観、シカの食害対策などの視点は、どの森林にもかかわるものなので、施業方法の中での配慮事項としたほうがよい、針広混交林化はすぐには難しいので、まずはモザイク状で目指すほうがよい、広葉樹の資源の利用方法を考えていく必要があるといったものでした。

また、議事の参考に、今回、資料2として大阪府の傾斜区分図を何種類かつけさせていただいております。A3の折ったものですが、前回お示しした傾斜区分図では、色の区分が少し不十分なところがありましたので、改めて資料2-1として、全ての区分に色を塗りましたものをつけさせていただいております。

また、資料の2-2から2-6までですが、傾斜度がゼロから15度、15度から30度、30度から35度、35度から40度、40度以上のそれぞれの傾斜図と林相図を重ね合わせたものです。これを見ると、傾斜ごとにどういう林相の割合が多いかというのがわかるのですが、例えば2-2でしたら、平地に近いところ、傾斜の緩いところでは広葉樹の割合が多く、傾斜が上がるにつれて、スギ、ヒノキの割合が増えているということがわかります。資料の2-5でございますが、35度から40度ということで、急傾斜の場所につきましてもスギ、ヒノキというのが半数以上を占めており、2-6の40度以上のところでも、スギ、ヒノキの割合が多いということがこの図からわかります。本日の議論の参考にさせていただければと思います、つけさせていただきました。

資料の1に戻りまして、次のページ、4ページ目でございますが、ここで前回までの議論を整理するという意味でも、今回策定する指針の根底となる主なポイントをわかりやすく表現しまして、今後、市町村など関係する人の共通認識とするために、目標を4つ設定いたしました。

まず1つ目ですが、メリハリをつけた林業経営ということで、条件不適地である人工林は、所有者の意向を確認しながらではありますが、減らしていこうという今回の指針の一番の目的となるものでして、1番目に入れさせていただいております。

次に、防災に配慮した施業ということで、これまでのご意見でも重要視されている点でありま

すし、また、昨年の台風被害ですとか他県での豪雨災害なども鑑みまして、山と住居が近接しています大阪府におきましても、今後はこの防災ということが重要な目標となることから、1つの目標として入れております。

3番目としましては、広葉樹や竹といった資源の活用です。薪炭材をとらなくなって以来、あまり積極的に利用してこなかったところなんですけれども、人工林と同じくかなり年齢もたっておりまして大きく育っているということや、適度に今後手を入れていかないと、ナラ枯れ病といった病害虫の発生も見られるということがわかっておりますので、今回設定した条件適地においては、とりやすいものは活用していくという考えで目標の中に入れております。

最後に、将来目標とする森林像として、防災上、それから生物多様性という観点からも、針葉樹や広葉樹、また、草地というものも含めないといけないかもしれませんが、こういった多様な環境がモザイク状にまじり合った森づくりというのが理想形なのではないかというご意見もありましたので、4番目として、全体を結ぶものとして、モザイク状の多様な森づくりということで入れさせていただきました。

以上4点ですけれども、今後方向性等に迷ったときに、ここに立ち戻れるような目標として設定すること提案させていただきますので、ここについても後ほどご意見をよろしくお願いいたします。

次のページ、5ページ目でございます。

改めまして前回の意見を踏まえまして、森林区分の条件設定ということで、前回はフローチャートであったものを、このように少し変えております。

まず、スギ・ヒノキの人工林、それから、広葉樹、竹林・松林を、上の青い四角囲み、条件によって①から④まで4区分するという概念図にしております。この概念図ということで、四角の大きさは必ずしも面積をあらわしたものではありません。この森林区分の条件ですが、前回と同様に、傾斜35度以下、土壌は褐色森林土、路網は林道・作業道から200m以内ということで、ここは変更してはおりません。

まず、①のスギ・ヒノキの人工林の適地については、今後も林業を継続していくということで、資源循環林、不適地の人工林につきましては、針広混交林に誘導していくということで、②のエリア、広葉樹等につきましては、適地にあるものは積極的に活用していこうということで、資源利用林、③としております。不適地の広葉樹林等につきましては、傾斜が急であったり道がついていないといったところですので、これはある程度自然遷移に任せようということで、④の自然遷移林としております。

ここの条件で縦に分かれている境界の前後の部分、図でいいますと緑色の斜線の部分になるんですけども、前回、路網のところでも計画路網も入れるべきという点があったこと、また、傾斜につきましても、35度以上であっても条件によっては林業経営が成り立つところもあるというご指摘もありましたので、この緑色の斜線部分につきましては、両方からはみ出しがあるだろうということで、注1のほうに書かせていただいておりますが、現場に応じて施業方法を選択できるものとして幅を持たせております。

また、それぞれのボリュームを把握するために、面積を表記しておりますが、こちらは路網の部分ですが、計画路網を入れるとなると、現時点では面積が少し定まりませんので、ここでは35度以下という①の条件と、②の褐色森林土という条件のみを当てはめた面積を入れております。

そうしますと、ご覧のとおり、人工林では適地に入るものが約7割、広葉樹林等では適地に入るものが約8割となっておりますが、ここに路網の条件が入ってきますので、この7割、8割というのが最大値ということになると考えております。条件による区分はこのようにわかりやすくしまして、他のさまざまな条件については、施業方法のところに入れ込んでいこうというところで、シンプルな図としております。

ただ、ここには当てはまらない森林もあるだろうということで、6ページ目をご覧ください。

4の(4)早急に対策が必要な森林ということで、特に3つを挙げております。

1つは、去年の台風被害の大きかった高槻市での風倒木被害地。高槻市内で約720haございます。それから、6番目、ナラ枯れ被害地の中でも、特に高木がなくなってしまい、中木、低木で覆われてしまったようなところについては、景観上、防災上の観点からも何らかの対策が必要などころもあるだろうということで、特に北摂から生駒にかけての地域を中心にしております。ナラ枯れの被害の推定延べ面積が約200haですので、これよりは高木の不在地ということで少なくなると思いますが、大体それぐらいの規模ということです。

また、⑦拡大竹林ということで、特に泉州地域ではここ40年ほどで一山覆い尽くすほどの箇所も多いということから、対策が必要だろうということで入れております。面積としましては、昭和50年と比較して増加した面積——これは府内全域になりますが——の竹林として約1,500haを入れております。

続きまして、7ページ目をご覧ください。

5の(1)森林区分ごとの保育・管理方法ということで、ここからは、以上の7区分につきまして森林区分ごとの保育・管理方法を定めていくところですが、少しまた先ほどの7区分を表に整理して、それから、冒頭で設定いたしました4つの目標、図でいいますと星印のところになり

ますが、それとの関係を表に入れてみました。

まず、スギ・ヒノキの人工林につきましては、①の資源循環林、②の針広混交林に分けて、目標でいきますと、メリハリをつけた林業経営というところが当てはまります。

2段目の広葉樹林、竹林・松林につきましては、③資源利用林と④自然遷移林ということで、③の部分につきましては、特に資源の活用、自然資源の活用を積極的に図っていこうという目標と関係しているところです。

そして、3段目の早急に対応が必要な森林ということで、⑤から⑦がありまして、右に書いていますが、全体を通しまして防災に配慮した施業を行っていく必要があります。

そして、これらの施業を行いまして、適正な保育・管理の実現によってモザイク状の多様な森づくりにつなげていこうというものです。

次からは、それぞれの保育・管理方法について説明させていただきます。

まず、8ページ目の①資源循環林の施業ですけれども、保育・管理の方針としましては、人工林の保育・伐採・再造林という林業のサイクルを維持し、木材資源の有効活用を図る。

施業方法ですけれども、従来的人工林施業方法にのっとり、適正に管理を行う。この従来的人工林施業方法というのは、植栽してから下刈り、除伐、間伐といった人工林のいわゆる施業を行っていった、最終的に収穫期に皆伐して行うといったものを想定しております。

2番目の丸、周囲の森林の団地化や作業道の作設により、条件適地を増やすことで、より多くの資源を有効活用する。

3番目、皆伐後は確実に植栽し、森林を更新させる。その際には、林野庁のほうでも進めております低コスト施業のために、伐造一貫作業システム——これは切ってから置いておくのではなくて、すぐさま造林をするということによってコストを削減しようというものですけれども——や、コンテナ苗の利用といったものを推進するとともに、花粉症対策苗木の植栽。花粉症対策苗木も近年増えてきておりますので、そういったものの植栽に努めるものとしております。

続きまして、9ページ目でございますが、②針広混交林の施業法です。

まず、保育・管理の方針は、条件不適地の人工林では、管理コストの削減に向けて、積極的に針広混交林化を図る。

施業方法ですけれども、針広混交林への誘導としまして、モザイク状に1ha未満の皆伐を行い、天然更新もしくは有用広葉樹の植栽を実施する。あるいは、強度間伐を行い地表面の受光を増やすことにより、天然更新もしくは有用広葉樹の樹下植栽を実施していくということにしております。

また、現在針広混交林である場所につきましては、維持のための施業ということで、広葉樹の成長を阻害する人工林につきましては伐採していくということにしております。

続きまして10ページ目の③資源利用林の施業です。

保育・管理の方針としましては、人工林と一体的に施業できる場合は、販売可能な広葉樹や竹材もあわせて搬出するなど、資源の有効活用を図る。

施業方法は、定期的に更新伐を実施する。また、将来、販売の見込みのある広葉樹を目標樹とし、そのライバル木を適期に除伐するなどといった積極的な育成も場所によっては行っていきましょう。外来種や竹につきましては、可能な限り排除していくということにしております。

続きまして、11ページ、自然遷移林の施業ですけれども、こちらにつきましては、基本的には自然遷移に任せるということにしております。

施業方法の中で、施業は行わないんですけれども、全く放置するというよりは、一定期間でのモニタリングは必要ということで、また、防災上必要な箇所につきましては、何らかの対策を講じる必要がある場所もあるだろうということで書いております。

12ページですが、⑤風倒木被害地の施業法です。

保育・管理の方針としましては、防災上、景観上の観点から、早期に森林に回復できるよう、所有者の意向を確認しながら、被害木の撤去及び植栽を実施することとしております。

施業方法につきましては、まず、条件適地と不適地でちょっと分けているんですけれども、条件適地の場合は、スギ・ヒノキ、もしくは有用広葉樹の再生林を推進する。所有者の意向を聞きながらということになります。また、搬出できる被害木につきましては、森林バイオマス資源として有効活用する。

条件不適地の場合につきましては、防災上必要な箇所については、将来は自然遷移林としていくために、獣害対策を行った上で、広葉樹の苗木を植栽するとしております。場所によって苗木を植栽せずとも天然更新できる場所もあるかもしれないんですけれども、早期に回復するために、なるべく苗木を植栽していくということにしております。

続きまして、13ページのナラ枯れ被害地ですけれども、保育・管理方針としましては、高木層のある広葉樹林として再生する。

施業方法は、条件適地の場合は、高木の稚樹が存在する場合は、成長を阻害する樹木の伐採を行うなど、高木を育成していくということ。また、高木の稚樹が存在しない場合は、小面積皆伐を行った上で、高木層となる樹種の植栽または播種を行うなど、高木を育成するもの。そういった播種を行う場合は、郷土種での植栽、播種に努めていくということにしております。

条件不適地の場合ですが、防災上必要な箇所については対策を講じることとしております。

続きまして、14ページの⑦拡大竹林の施業ですけれども、保育・管理の方針につきましては、放置により周囲の森林への侵入・拡大が懸念される箇所において、重点的に拡大防止策を講じる。

施業方法ですけれども、まず、条件適地の場合は、面積が小さければ皆伐を行い、樹種転換を図る。皆伐できない場合は、竹林の周囲に数mの緩衝地帯を設け、拡大しないよう継続して管理を行う。

条件不適地の場合ですが、防災上必要な箇所につきましては、あまり人手が入れないということで、トタン波板の埋設など物理的な拡大防止策を講じる必要があるだろうということです。

以上、①から⑦の施業方法についての説明でしたが、次の15ページをご覧ください。

ここからは、最後になりますが、施業全体に関係してくるものとしまして4点を挙げております。防災対策、生態系保全、それから、シカ食害対策、景観対策の4つでございます。この4つにつきましては、全体にかかってくるということで、どの区分につきましてもここを配慮事項として施業に生かしていくということです。

まず、防災対策ですけれども、溪流に近く、流木となるおそれがある立木は、事前に伐採するとともに、高木となる樹種の新植は行わない。重要なインフラに影響を及ぼし得る高木につきましては、事前に伐採するなど、施業に配慮する。大面積の一斉皆伐は避けるといったものです。

生態系保全ですけれども、針葉樹林や広葉樹林、草地など多様な視線環境をモザイク状に配置することを目標とし、小面積皆伐による樹種転換や単一樹種が優先する単純林での選択的皆伐等を行う。植栽する場合は、遺伝子の攪乱にも配慮するとしております。

16ページのシカ食害対策ですけれども、野生シカの生息地では、植栽の際には獣害防止筒または防護柵の設置を行うなど、対策を講じる必要があります。また、萌芽更新の際は、シカに届かないよう高伐りを行うといった対策が必要です。

最後に、景観対策ですけれども、自然歩道沿いや展望対象となる山林では、景観に配慮して、樹木の適正な密度管理や景観を阻害する樹木の伐採などに努めるということとしております。

以上で森林区分と施業方法についてご説明をさせていただきました。

ここまでのところでご意見、ご議論をお願いいたします。

【増田部会長】 ありがとうございます。

17ページの活用のロードマップについては次回審議ということでございますので、今までのところですね。16ページまでのところでご意見をいただければ。

前回大分議論いただいたやつは大分改訂をいただいております。

どうぞ、黒田先生。

【黒田委員】 非常にわかりやすく、きちんと整理されているなど私は感じたんですけども、1点、ちょっと情報提供も含めて、針広混交林化のところだけ、ちょっと補足といいますか、このままでは困るなどということがありますので、説明します。

実はつい先日の森林学会のほうで、林野庁から1人来ていただいて説明会をしてもらいました。多分、大阪からは何か参加者っていらっしゃるんですかね、学会は。そのときにも現場に詳しい研究者のほうからも早速このところで質問が出まして、針広混交林とは一体何を考えているのかと。と言うと、林野庁のほうは、針葉樹林を間伐して、その間に広葉樹が勝手に生えてくるのを待ちますという言い方だったんです。そんなものは無理ですということが研究者の側にはあったんですが、さすがにちょっとメンツは潰せないで、だめですとは言わなかったんですが、終わったときに、もうあそこは私が説明できないということと、絵説きで広まることに非常に関係者は危惧しました。

このところも特に西日本は針広混交林を目指す必要は全くなくて、これのメリットってないんですよ。勝手に自然林にモミとかいろんなものが混じるのは、それは全然問題ないんですけども、これ、あえてほとんど利用できない状態の悪いスギ林、それからヒノキ林を間伐して、その間に日の光を入れて広葉樹を生やすというのは、森林として何のメリットもないということは専門家のほうでは一致しています。可能なのは北海道のごく一部だという常識がありますので。

ここに関しては、これ、2つ選択肢があると思うんですね。本当に間伐して将来そのスギも使えるのか。こちらの区分をされるというと、おそらくそういうことはないと思いますので、例えば皆伐してしまって広葉樹林の再生、それとか、天然更新を待つという形でここを区分されるのが一番、読み間違いではないかなと思いました。結果的に少しは針葉樹は混じるかもしれませんが、人工林の適正な処理をした後、天然更新に向かわせるという区分かなと感じましたので、ここに関しては、ちょっと言葉は針広混交林と書いてしまわずに、広葉樹林または針広混交林と書くか、天然更新林の何か誘導とするか、言葉を変えていただければと思います。後のほうではモザイク状にとか詳しい説明をされていますので、ここに関しては、詳しい内容のところは、これ、タイトルと中身が合っていない部分になります。天然更新とはっきり書いてありますので。そういうところを調整していただくと、現場のほうでも絵説きに惑わされなくて済むのかなと思いました。

以上です。

【増田部会長】 ありがとうございます。

これは森林審議会でも出ていましたよね。河内長野のあたりでケヤキと針葉樹の混交したのは前回の風水害の後ですね。その辺の話についても少し意見が出ましたけど、施業というところから見て、栗本さん、何か今のご意見ございますか。

【栗本委員】 今おっしゃっていただいたように、9ページのところでも、モザイク状に皆伐をして、そこに植栽とか天然更新をするんだという、こういう表現の仕方をしていただいていますので、その間伐ではないですよということがこれではっきりわかるんですが、小さいモザイク状に針葉樹、広葉樹がまじったような林を針広混交林というのか、また別の言い方をするのか、それはそこでの定義づけだろうと。学会がどうということではなくて、そこへの定義づけでどういうふうにしていくんだらうということだらうと思っています。

【黒田委員】 針広混交林はもう入り交じったという意味ですので、誤解されると思います。モザイク林と書いとく……。

【増田部会長】 そうですね。モザイク林やとわかるんですけどね。

【黒田委員】 はい。

【栗本委員】 ただ、景観の図とか絵を見ていると、針広混交林といったときに、モザイク状の針葉樹と広葉樹がまじったやつも針広混交林として絵柄にはなっている場合もありますのでね。

【黒田委員】 ありますけども、今、普通にそう思う人はほぼいないので。

【栗本委員】 ありますので、そういうことで多分書かれたんだらうと思うんですが、そこは表現の仕方を工夫されたらいいと思います。

【黒田委員】 とにかく林野庁の図が全部これになっていますので、そこはちょっと。

【増田部会長】 いかがでしょうかね。多分、針葉樹の中でも大橋山なんかは、極端なことを言うたら、天然更新をかなりさせたいということで、ヒノキ、スギも、要するに植栽するのではなくて。

【栗本委員】 あっさりモザイク林と言ってもいいのかもしれませんが。

【増田部会長】 そういう面でいうと、天然更新という言葉に置きかえるのがうまいかもしれないですね。

【黒田委員】 もう並列するかですね。

【増田部会長】 そうですね。それか、並列するかと。

この辺は、事務局、いかがですか。何かありますか。どうですか。

【浦久保森づくり課主査】 文言の使用についての、先生おっしゃるようになんかと検討したいと思います。

【増田部会長】 うまくして、林野庁からお金を取ってくる時に取れなくならないようにだけはしとかなないと。

【栗本委員】 ただ、天然更新はなかなか、特にシカがおるようなところでは天然更新は非常に難しいですので、そこは工夫が要するという。

【増田部会長】 そうですね。

【黒田委員】 それは天然更新もしくは有用広葉樹の植栽となって、後に対策に、シカ対策はするとされていますので。

【増田部会長】 そうですね。それは後で出てきますのでね。どうでしょうかね。そやから、1 h a 未満の皆伐というこのあたりのギャップ更新みたいなやつはなかなかしんどいですよというあたりをどう書くかですけどね。1行目のほうをちょっと検討してみてください。2番目の強度間伐による地表面の受光による天然更新、これはいいと思いますので。上のほうですね、問題は。

【黒田委員】 ただ、この天然更新も、これ、岡山の例なんかでよく言われているのは、中・低木種しか広葉樹は更新しなかったと。それは混交林と言えないし、有用にもならないので、強度間伐の場合は、またその後のモニタリングがかなり必要ということに、最近はそう考えていますけれど。

【増田部会長】 そうでしょうかね。多分ここに書いてある、もしくは有用広葉樹の植栽みたいなことは必要になってくることやと思うんですけどね。

【黒田委員】 そうなると、よほど明るくしないと。

【増田部会長】 ほかはいかがでしょうかね。

感覚的に言うと、ボリューム感が前回少し議論があって、ボリューム感に関してはどうですか、イメージとしては。スギ・ヒノキ林のうちの7割が資源循環林。路網の整備を今後計画的に入れるとしてという感じですね。広葉樹のところ、やはり8割方が資源利用林ということになっていきますけど、この広葉樹の8割の資源利用林というのがどのようにして資源化していくのかと。これは次回の6番以降のところにかかってくるのかもしれないですけどね。

【黒田委員】 ここで私も気になりました。これ、資源利用で終わっちゃうおそれがあるので、利用林なんですけど、育成するということをしかりと書いておかないと、次世代育成は説明にきちんと入れておかないと、更新しないままとか常緑の低木種ばかり増えたりとかってあり得ますので。そこはどうですかね。資源利用林の施業、10ページですね。これ、更新伐を実施とは書いてありますね、施業方法。ただ、大木になってしまったところ、更新伐がうまくできるか。

【増田部会長】 一応書いてあるんですね、定期的に更新伐を実施ということで。

【黒田委員】 ただ、更新する樹種が変わってしまう可能性も。ナラ枯れの後には特にもう変わっていますので、樹種が。ちょっとここもモニタリングというか、その意識がないと、更新は難しいところがあると思います。これも販売可能な広葉樹とか竹材も搬出するとかと利用のことはすごく積極的に書いてあるんですけど、やっぱり人工林と違う管理手法が必要になってきますので、次、20年後に何か出そうと思えばですね。ちょっとその意識は要ると思います。

【増田部会長】 利用はいいんでしょうけど、経済林にはなるんですか。どうなんですか。

【黒田委員】 今それをやろうとしているところが増えてきています。少しずつですけども。

【増田部会長】 そうですね。

【黒田委員】 だから、やっぱり売れる。オーク、いわゆるその輸入材、オーク材に当たるものを育つところは増やそうとか、ブナをしっかりと売ろうとかというところは少しずつ増えています。

【増田部会長】 そのあたりのやっぱり販売の仕組みと連動させないと、今のままではなかなか売れる材が……。

【黒田委員】 今はいいと思うんですね。切って出せば売れるものが少しあるなら。ただ、やっぱり先々、ケヤキもない、あれもない、これもないだと、ソゴばかりになるとか。

【増田部会長】 そうですわね。そこまで樹種まで書かなくても、将来販売の見込みのあるという形でいいんでしょうけどね、今の段階では。

【黒田委員】 利用林については、積極的な育成と書いてありますので、ちょっとこのところ。このままでも大丈夫ですかね。何か除伐とかということしか書いてないんですけど、やっぱり植えることがかなり必要かもしれないですね。

【増田部会長】 ありがとうございます。

あとは、前回大分ご指摘をいただきました4つの配慮事項のうちの防災対策について、三好先生、いかがでしょうかね。こんな書き方でいいのか、もう少し踏み込んで書いとかないかんのか。

【三好委員】 少しぼんやりしてるなという印象はありますが、かといって、どう書けばいいのかというのが非常に難しいなというのは正直なところですね。

【栗本委員】 一番防災対策で気になりますのは、森林の防災機能の高度発揮に関する書き方が、書いてないですよ、これ。だから、むしろ高度発揮するためには健全な森にどう育てていくのかという、それもあわせて書いといていただいたほうが、保安林施業なんかにはいいんじゃないかという気がしますけどね。これは緊急の本当の防災対策なんですけども、長期的視点に立

った森林施業としての防災対策の森林というのはどうあるべきかが。

【増田部会長】 だから、それは多分、防災対策というよりも、森林が保有する機能をどう向上さすかみたいな話ですよ。そのおのおの持っている機能をどう向上さすかという施業は常に意識をしながら、経済林のところであろうとやらないといけないですよみたいなことが共通項としてあっていいかもしれませんね。

【栗本委員】 これが全体の配慮事項ですので、そこは書いといたほうがいいんじゃないのかなと思います。この生態系保全と同じような感じで書いといたほうが。

【増田部会長】 そうですね。ありがとうございます。

ほかはどうですか。

【黒田委員】 16ページのシカ害対策なんですけれども、これ、「萌芽更新の際は、シカに届かないよう高伐りを行う」となっていますが、今、みんな太くなっている分があるので、高伐りは無理だと思います。

【増田部会長】 今、能勢のあたりでちょっとやっているんですけどね。萌芽力がごつつう弱ってくるでしょう。

【黒田委員】 はい。その辺のこともありますし、それから、これ、大体高伐りって雪のあるところの手法なので、ものすごいこれ、雪のないところで高いところで切るって、1.5m、シカの届かない1.5m以上で切るというのは、大木はほぼ無理です。それよりも、これは萌芽更新でも防護柵のことも含めないとしようがないんじゃないかと。ここに上のほうにも入れておいたほうがいいと思います。これ、高伐りできるところは本当ちょっとしかない。斜面だったらまず無理ですよ。もう切ったのが1トン、2トン以上になりますから。

【増田部会長】 どうですか。能勢のあたり、能勢とか止々呂美のあたりで一部そういう高伐りをして更新さそうとしてるところが。

【栗本委員】 今でもやっていますよ。

【増田部会長】 やっていますけど、どうですか、効果は。その辺は現場としては。

【栗本委員】 ありますよ。

【増田部会長】 ありますか。

【栗本委員】 はい、それはありますよ。そういう木にもう育っていますのでね。

【増田部会長】 そうですね。

【黒田委員】 だから、できるところはやったらいいと思うんですけど、できないところ、多いと思うんですよ。

【増田部会長】 そうですね。

【栗本委員】 まあ、クヌギだけですけど。

【黒田委員】 はい。

【増田部会長】 あとは、このシカ対策というのは、大阪府としては積極的に。兵庫県は結構積極的に捕獲してますよね。

【黒田委員】 頭数はね。

【増田部会長】 頭数はすごい。

【黒田委員】 あれ、でも、全然減ってない。

【増田部会長】 全然全く効果がなし？

【黒田委員】 いや、まだ目に見える効果はないですけども、頑張っていますね。

【増田部会長】 なるほど。だから、大阪府なんかも、シカ害、あまり力を入れてないですよ、大阪府は。

【池口森づくり課長】 とってもとっても、兵庫県とか京都から入ってくるんですよ。

【黒田委員】 でも、それを言っちゃだめですよ。それはナラ枯れのときもそうだったんですけど。それは人のせいなんです。中にいるほうが多いんです。来るほうが少ない。そういう意味では、やっぱり猟師さんの本当は育成とか、そういうどこをどんなふうに対策やらせてもらうかということは本当に必要なんです。

【増田部会長】 そうですね。抜本的にシカ害対策はやっぱり考えとかないかんのやと思いますけどね。今まだ北摂だけですけど、あれが生駒山系から葛城山系に入るともう大変なことですから。

【黒田委員】 もうどこでもすごく増えていますから。兵庫県でも場所によっては減った、減ったとおっしゃるんですけども、森林の害は全然減ってないです。

【増田部会長】 そうでしょうね、まだね。

ほかはいかがでしょうかね。どうでしょう。

【栗本委員】 それもあわせて、国有林なんかやっているあの遺伝子保全林のような、そういう保全林も本当にもうつくっとかないと、下層植生が、本当に植生そのものが、草本種そのものがなくなってきていますので、今、高槻の本山寺なんか、一部そういうふうに関って種の保全を図っていますけども、そういったこともそろそろ検討していく必要があるんです。兵庫県なんかやっておられますよね、里山保全。

【黒田委員】 場所に、限定的で、そういうことをすごく遵守される方々はそうなんですけど

ね。どっちにしても、もう林床が何もなくなる状態を何とか復活しないと、その貴重な植物だけでなく。そういう意味でも、この高木ということを中心にするんじゃなくて、林床も含めた保全ということになると、もうシカを減らす、柵の設置という方向で行ってもらわないと、実は困ると思っています。

【増田部会長】 まだ郷土種を基本的に発芽させて苗木生産をしているところというのは、全国でも本当にわずかしかないですよね。広島で1つはミックがやっていますけれども。そうすると、自前で要するに遺伝子を継承させていくようなエリアをつくつとかなないと、本当になくなってしまいます。そのあたりのところは、要するにどうこの生態系保全のところで少しそういうことを触れとくかどうかですね。

【栗本委員】 岐阜県でもやっていますけどね。

【増田部会長】 そうですね。

【黒田委員】 でも、そういうのは本当に数種だけカバーしたって環境として保全できないので、戻せないわけですよ。

【増田部会長】 そうですね。

【黒田委員】 だから、やっぱりこれ、全体、森林としての生態系保全という考え方は、何とかそちらへ向かってほしいと思います。

【増田部会長】 それなんかは極端なことを言うと、そういうのこそ府民参加みたいな形で、要するにジープールの的なところの管理みたいなやつは、そういうやりたい団体、結構ありますから、そういうところにうまくお任せするような仕組みはごつつうまいんやろうと思うんですけどね。

【黒田委員】 モニュメント的な貴重種ってそうかもしれないんですけども、それも確かに頑張っただけでやってくださると思うんですけど、今度そっちばかり注目が行くと、肝心な部分が。

【増田部会長】 そうそう。いや、ヒステリックにやり過ぎるとあれなんですけど。一般種そのものはあんまり重視せずに、絶滅危惧種ばかりを抱えてしまうとろくなことはないのもありますから。ありがとうございます。

それ以外はどうですか。前回よりも大分わかりやすくなりましたか。あとは、そやから、少し路網整備なんかのところはどこかで触れとかなないと。5ページのところは、3つの条件ですよと言いながら、面積は路網を除いて面積計算しているんですよね。そのあたり、少しやはり、路網というのは要するに従来までの既設だけではなくて、やっぱり今後の計画路網も含めて考慮すべきやみたいなのをちゃんとどこかに入れといたらいいんやろうと思うんですけどね。

【栗本委員】 8ページに「周囲の森林の団地化や作業道の作設」と、こう書いていますけども、その中で、今、先生おっしゃったように、作業道だけではなくて、林道もやっぱり充実、団地に至るまでの林道も整備も必要でしょうし、それから、先ほどの急勾配のところにはたくさん人工林がありますので、架線集材も含めたことも考えとかないといけませんので、そういった一体的な表現をされたほうが、そういうことで条件適地を増やすというほうがいいんじゃないのかなとは。これだったら作業道だけという感じになってしまいますので。

【増田部会長】 その辺はちょっと入れときましょう。

それと、もう1つ教えてほしいのは、この風倒木被害地の施業というので、これ、基本的に搬出できる被害木という、この対策をしたら、後、作業道にならないんですか、それは、作業路網に。搬出のための路網整備。せざるを得ないんやろうと思うんですよ。

【栗本委員】 今、現実に行っているのは、非常に危険な作業ですので、大型重機が入ってきちんとできるように作業道をつけながら作業していますので、そこを活用して材を出すということも考えています。

【増田部会長】 そうですね。多分、そのあたりは一体的にやっぱり、搬出と同時にそれが将来の搬出路に、要するに路網整備につながっていくようなあたりは少し書いといたほうがいいかもしれないですよ。そういう計画的、要するに風倒木の搬出と、後の施業との一体化みたいな話は。

【黒田委員】 早期の計画とつなげるということですね。

【増田部会長】 そうですね。

それ以外のところではどうですか。気になるところ、ございますか。

【黒田委員】 ちょっと些細なことなんですけども、5ページに当たるんですかね。この森林区分の条件設定のところ、さっき、この注2のほう①、②となっているのが、①、②が2つあって、これ、上の傾斜とかというほう、例えばA、B、Cにするとかしてもらわないと、何のことだろうと思いますので。

【増田部会長】 そうですね。凡例が重なっていますから。

【黒田委員】 もう1個、これも些細ですけど、生長の生は、今、成人の成を使いますので、生きるというほうは字を使わないことになりましたので。

【増田部会長】 そうですね。

【黒田委員】 それもそれで。

【増田部会長】 あと、もう1点、この6ページ目で竹林拡大の名前が、岸和田市域を中心に

したようなところですけど、きのうも少し京都線に乗っていると、県境上も大変ですね、結構。

【黒田委員】 長岡京、天王山のあのあたり、ものすごいですね。

【増田部会長】 そうですね、北摂の。やはりほっといたら、天王山全部竹林になりますね、あのままほっとくと。

【黒田委員】 そう思います。

【栗本委員】 そうですね。サントリーさんがお金を出してボランティア活動を。

【増田部会長】 やられていますけど、かなり拡大の勢いのほうが大きいですね。

【黒田委員】 そうです。だから、これも、あえて言うならばですけど、トタン板で囲うぐらいのことをやるんだったら、切ってしまったほうが多分エネルギーが少ないと思うんですね。2、3年頑張れば本当にしょぼしょぼになりますので。

【増田部会長】 そうですね。

【黒田委員】 そういう手法の検討はちょっとされたほうがいいような気がします。皆伐できない場合と、それ、適地のほうもこうなっていますけれども、緩衝地帯を設ける。どうなんでしょうね。これ、民有林で無理なんですかね。

【増田部会長】 竹林抑制を市民の方、府民の方々がやられているところは本当に気の毒でね。イタチごっこですのでね。

【黒田委員】 ただし、要領よくというか、ポイントを押さえてやると、2、3年でしょぼっとなるんですよ。また大きくしちゃうので大変なんですよ。

【増田部会長】 そうですよ。特にちょうど広葉樹とか針葉樹に入り込んだその境界部分をかなり徹底的に施業してもらおうと結構効果が、目に見えて効果が上がるんですけどね。完全に竹林化したところを抑制しようというのは無理なので、むしろ最前線のところでどう闘うかとみたいな戦略で府民活動のほうはやってもらおうと、やりがいも出てくるし、目に見えた効果も出てくるんですけど。

【黒田委員】 そういう意味では、条件適地の場合で2番目の皆伐できない場合はというくくりよりも、有用資源林に接する竹林はとするか。

【増田部会長】 そうですね。拡大しないよう継続して管理するということをちゃんときっちり押さえる。

【黒田委員】 だから、皆伐できないという、そういうネガティブなことよりも、積極的にやる表現のほうがいいような気がしますね。

【増田部会長】 かもしれませんね。

【栗本委員】 天王山の周辺なんかは、あれ、見えているところの3分の2ぐらいは実際にタケノコをとっているんですね。あの辺はタケノコの産地です。

【黒田委員】 産地です。だから、下のほうはもうきれいに整備されて。

【栗本委員】 だから、その辺の、本当に今でもタケノコを生産しているところがありますので、多分、そういうことを含めての表現なので、いろいろと工夫があるんだろうと思うんですけど。まだ本当に、じゃ、樹種転換を図るといったら、誰がどうやって図っていくのとか、いろんな課題が出てくるんだろうと思うんですが。この竹林、本当にこれだけの表現でいいのかというのはちょっと思いますね。

【増田部会長】 だから、条件適地の場合は、ひょっとしたらやっぱり経済林化するみたいなことで、やっぱりタケノコ生産するなり、何らかの。

【黒田委員】 ただ、もともとから広がった分はタケノコ生産は全くできないので、結局面積が小さければ皆伐できない場合はというよりも、皆伐して、これ、樹種転換というよりも皆伐して竹林がなくなれば、多分、広葉樹とかいろいろ生えるはずで、竹林よりは土砂崩れがしづらくなるだろうとは予想できると思うんですけども。ちょっとここ、少し工夫が要りそうな気がしますね。樹種転換と書いてしまうと、何に変わるかという話にもちょっとなりますしね。

【栗本委員】 本当に泉州の丘陵地のようなところは竹林になっているところは、本当に切った、もう広大な面積が竹林ですからね。隣接地、樹林との隣接地やったら切ったら何か生えてきそうな、侵入木がありそうな気がしますけど。

【黒田委員】 もう広がり過ぎて？

【栗本委員】 そうそう。

【黒田委員】 そうすると、これ、樹種転換を図れないとなると、次はやっぱり植林するしかないです。

【栗本委員】 そうなんですけど、誰がどういうふうに植林していくのかという課題が今度出てきますしね。だから、表現の仕方、本当に難しいなという気は。

【増田部会長】 今、私のやっているところで、竹林化してやっぱり何年かたったところで皆伐をすると、最初、2、3年は出てこないですけどね。3、4年、3年目ぐらいから他の樹種が出てくるんですね。結構休眠している期間が長かったものですから、結構。拡大した直後のところは切ったらすぐ来年から光が当たると発芽するんですけど、ちょっと長く竹林やったところでもやっぱり、ある一定期間頑張っって切り続けると、結構3年目とか5年目ぐらいから次の樹種が出てきているところが何か所かあるんですけどね。

【黒田委員】 竹林も、もう翌年からは出てきたタケノコ全部、蹴って倒せるときにこののをやれば問題ないんですけど、なかなか……。

【増田部会長】 安全ブーツを履いて行って蹴飛ばしていったら済む話なんですけどね。一旦刈ると。

【黒田委員】 それをできないと思いついていらっしゃる方が多いんです。そこもちょっと何かイベントでやってみてもいいのかもしれないんですけど。

【三好委員】 傾斜がきつところ竹が広がりますと、崩壊の危険性が増しますので、治山事業の一環としてそういうことに手を出すということも考えられると思います。

【黒田委員】 そうですね。斜面全部流れたのを見たことがあります、下にずるっと。

【増田部会長】 だから、この条件不適地のところのトタン波板の埋設って結構お金がかかるから、ひょっとしたら、やっぱり防災上必要な箇所は抜本的対策が要るみたいなことを書いていたほうがいいのかもしいかな。それと、要するにトタン板をずっと入れていくのと考えたら、値段的に変わらなかったら、やっぱり抜本的対策と書いたほうがいいのかもしいかな。むしろこのトタン板の埋設みたいなやつは、やっぱり侵入し出したところぐらいのところについての対策としてはいいかもしないかもしないんですけどね。

あとはどうでしょうか。大体議論できたでしょうか。

【栗本委員】 前回に比べたら随分わかりやすくて。

【増田部会長】 そうですね。かなりはっきりしましたので。

これ、もう一遍、黒田先生、ちょっと教えてといてもらいたいんですけど、自然遷移林の中の一定期間ごとのモニタリングなり、何らかの追跡をしとかないと怖いよ。これはどんな仕組みでできますかね。

【黒田委員】 これ、資源利用に当たらない場所ですよ。まずは、でも、これはもう防災の観点から、この斜面、危ないとかという、その情報に合わせてやるか、その集落のすぐそばのそれこそ本当に民地ですけど、うちの家、危ないとかというところの申し出があるかぐらいしか考えられないんですけどね。

【増田部会長】 そうですね。今その画像とか、画像解析とか、ドローンを飛ばしての植生調査的な制度というのはどこまでぐらい行くんですか。人が入らずに、ある一定の要するに植物相を追跡できるというのは。

【黒田委員】 もうドローンだったら高木層の、ある程度しかわからないですよ。

【増田部会長】 ですけどね。

【黒田委員】 やっぱこれは人目でないと、危ないかどうかの判断はまだまだできないと思いますけどね。

【増田部会長】 これ、森林パトロール的な仕組みというのはあるんですか。どうなんですか。

【浦久保森づくり課主査】 森林保全員という制度があって、定期的には見回っていただくんですけども、なかなか中に入って植生とかいうところまではいかない。

【増田部会長】 ただし、どこかが崩壊しつつあるよとか、要するに一定密度以上になって、これは林になっていますよとか、そういう話はあるんですか。

【浦久保森づくり課主査】 巡視路の中でそういったものの指摘というのはなくはないですね。

【増田部会長】 なるほど。

【黒田委員】 そういう方はどれぐらいの面積を担当されている？

【浦久保森づくり課主査】 府内全体で70名ぐらい。

【黒田委員】 ほぼ無理ですね。

【三好委員】 主に治山施設の点検なんかをされているんじゃないんですかね。

【浦久保森づくり課主査】 というよりは、違法開発とかそういうのもあわせて見ていただいていますので。

【三好委員】 今、少しありましたけど、やっぱり真っ暗になって、特にシカが入ってきたところなんかは、落石ですとか、小規模な……。

【黒田委員】 土が落ちてきているところ、ありますね。

【三好委員】 はい。崩壊なり土砂流出の拡大が今広がっていますので、そういったところにはもう積極的に手を入れていかなきゃいけないと思います。

【黒田委員】 あと、ナラ枯れ後の復活状態ですね。

【増田部会長】 そうですね。たまたま私がお手伝いしている箕面の山麓保全の仕組みは、NPOとして森林パトロール隊というNPOが立ち上がってくれたんですね。不法投棄とか崩壊しているところとか、そういうところを定期的に点検してくれるというそのNPOが立ち上がったと。だから、今後、府下でもやっぱりそういう、その巡視員だけではなくて、そういう森林状態を防災上も含めてモニタリングしていただけるような団体みたいなやつをどう育成していけるかね。そんなのも1つ、今後の環境税なり考えていく、あるいは大阪府の森林税の中でも、そういうモニタリングにお金かけられるような仕組みが1つは要るんだろうと思うんですね。

【黒田委員】 完全にただ働きではなくて。

【増田部会長】 そうですね。せめて交通費ぐらいは出るみたいな形で。

【黒田委員】 あとは、これ、集落所有地も結構多いと思うんです、里山のほうは。そこが、どうなんですかね。多分、農家とか農業の集落で持っておられるところも多いと思うんですけど、大阪府はどれぐらい完全の個人所有と集落所有が、そのバランスがどれぐらいか、私、ちょっと把握していませんけれども、必ずそういうところだと、特に人工林も持っておられたら、農林何とか組合という形で組織がありますよね。

【栗本委員】 ありますね。

【黒田委員】 そういうところに危ないところはチェックしてくださいとか、ちょっと見てくださいということを伝えることができればいいのかもしれないと。

【栗本委員】 それならむしろ森林組合の職員のほうが詳しいです。

【黒田委員】 もちろんそうなんです。ただ、いらっしゃらない場合。特に里山しかない場合って……。

【栗本委員】 里山の場合はそうなんですけど、所有者、財産区ですので、市町村の財産区ですので、だから、市町村ということになりますね。

【黒田委員】 そうですか。

【増田部会長】 だから、多分、高槻もあるんでしょうし、箕面もあるんですけども、緑地保全協定みたいなやつを基礎自治体と森林所有者が協定して、そこに対してある一定の管理費を出せるとか、協定をやっぱり積極的に推進していくような形でしていかないと、多分、里山林みたいなところというのは抜け落ちてしまうんですよね。そういうのを府下でどれぐらいやっているんですかね。高槻、されてますよね。

【栗本委員】 してますね。

【増田部会長】 箕面もされているんですよね。ほかでそういう基礎自治体が開発抑制のための森林保全協定みたいなことをやって、ある一定管理費を投入しましょうみたいなことをやっている自治体ってほかにありますか。どうなんでしょう。今日、多分、各管内みんな来られているという話ですけど、管内でそういうところ、ございますか。ないですか、ほかに。

【池口森づくり課長】 あんまりないですね。

【増田部会長】 あんまりないですか。

【池口森づくり課長】 大阪府の場合は、私ども、土砂条例を持っていますので、そういう土を捨てているというところについて、森林組合さんとかにお願いして、気づいたら連絡してもらっているのがありますので、そういう開発面はあるんですけども、やっぱりそういうのを、山の保全というかは、山の状況を見て危ないところを連絡してもらおうという制度を考えていかなあか

んということですね。今のところはその開発ばかりに頭が行っていましたが。

【増田部会長】 そうそう。

【黒田委員】 そういう意味では、本当に所有をしているけど行ったことのないという所有者に、そういうことを意識してくださいという、それ、本当は要るんですね。そう認識してもらうことが。

【池口森づくり課長】 そうですね。所有者の方も山へ入る方は大分減られているんでしょうから、やっぱり森林組合の方とか関西電力の鉄塔のそれとか、そういう方が一番よく現場を見てはるのかなと思いますね。

【増田部会長】 そうですよ。今、箕面でやったやつは、今まで要するに保全契約をすると、報奨金的に1平米5円の、マキシマム25万の管理費を払っていたのを、要するにそれ全部やめさせたんですね。実態として9項目ほど管理項目を掲げて、実態、そのうちのどれか1つ最低限実行するという事で報奨金を出していますという仕組みに変えたんですね。そうすると、今まで130件ぐらい報奨金を出していたところが70件ぐらいに減ったんですけどね。ただ、70件の所有者からは、要するに山の中で隣近所の人と会うようになったと。一遍は行って証拠をつくらないと、要するに25万なり5万なりの管理費がもらえないものですから、要するに確実に山に行きましたという回数を増やすために。何かそんな仕組みと保全協定みたいな仕組みとを組み合わせられるような仕組みができると、もう少し皆が、今までおじいさんから引き継いだけども一遍も行ったことがないみたいな状態から脱出できるんやろうと思うんですけどね。

【池口森づくり課長】 環境税で事業をやっているところは、流木対策なんかでしたら、地元と一緒に危険情報マップをつくったりとか、そういうことをやっていますので、そういうのが広がっていけばいいんですけども、なかなか今のところやっているのは環境税事業だけですのでね。今後そういう事業を入れていくときには、みんなでその山を、やっぱり皆さん治山施設ができたら安心してしまいますので、そうじゃないですよ、危ないですよと。逃げるまでの時間を稼ぐだけですよということで、山に関心を持ってくださいねということをやっぴり広げていくことをね。どうやっていくかということですね。

【増田部会長】 だから、少し、次回が活用のロードマップという話でしょうけど、一体具体的にどんなふうにしてこれをそのアクションプランへどうつなげていけるかみたいな話を少し次回、今日の後半の議論みたいなのも踏まえてですね。そのときに、多分、大阪府の森林税と今回国が導入した環境税みたいなやつも使いながら、どういうことで展開していけるのかみたいな。ここに書いてあるモニタリングの話やとか保育・管理の話やとか、あるいは森林の現況データが

やっぱりなかなかそろっているところがないので、そういう現況データとかですね。だから、都市計画法みたいに7条調査で定期的に要するに基礎調査せなあかんみたいなやつを森林法なんかで入れられるといいんですけど、本当はね。5年ピッチでとか、あるいは10年ピッチでちゃんと植生管理しなさいみたいな話ができるとうまいんですけどね。

【池口森づくり課長】　　ちょうど森林環境譲与税が都道府県にも入りますので、それを我々そういう情報を集約して、集約というか、まとめて、市町村さんにお出しせなあかんということがありますので、今のところ航空レーザー測量等を全域でやろうということも考えております。ちょっとこれ、予算が絡む問題です。

【増田部会長】　　そのとき健全度みたいな、森林の活性度みたいなやつをどうやって要するに無線で展開できるかみたいなやつを。

【黒田委員】　　それは飛行機を飛ばすレベルですよ。

【池口森づくり課長】　　そうです。

【黒田委員】　　そうすると、そんなに細かいデータを出すのもね。

【池口森づくり課長】　　例えばこの辺が間伐がおくれてますよ、下にシイタケがある……。

【黒田委員】　　だから、人工林はそうなんですけど、人工林はある程度それはわかるかもですけど、人工林はそれでなくてもわかると思うんですけども、問題は所有者が意識してない広葉樹の放置林ですよ、竹林と。

【増田部会長】　　だから、そんなのは、1つは、やっぱり巡視員の仕組みみたいなハイレベルの問題と、もう1つは、やっぱりドローンとか無線の技術をもっともっと高めていって管理できるような仕組みとを両方ともやるようなね。だから、技術開発みたいなところも、せっかく環農総研があるので、そういうところで少し技術開発的な視点も取り組んだらいいんだろうと思うんですけどね。今、農業なんかは農業博覧会へ行ったらすごいですよ、ドローンの使い方に対して。

【黒田委員】　　それはお金になるみたいな。

【増田部会長】　　そうそう、お金になりますから。

【黒田委員】　　森林のほうもドローンで測量は今進んではいるんですけど、結構誤差があるんですね。それと、やっぱり上からでは幹の太さとか斜面での危うさって見えないので。材積は計算できてもというところがやっぱり出ていますね。

【増田部会長】　　そうですね。それはやっぱり林道が要るんですよ。作業道があると、林道沿いに飛ばせられるから、林内を。

【黒田委員】　　ですから、人工林のほうは大丈夫だと思うんですけどね。問題は、集落に近い危な

いところのチェックに関しては、その目的で開発されていないので、技術が。そうすると、やっぱり地元の方と巡視員といますか、そういう目でチェックのシステムからちょっとやらないと、どこが危ないかも多分わからないと思うんですね。

【池口森づくり課長】　　そういう技術開発も考えていく。だから、今、当面は、やっぱり人の目で回らなければならないということですね。

【増田部会長】　　何かそんなのも少し次回議論できたらと。

【池口森づくり課長】　　当面は土石流が発生したときに被害を受けそうなところに見てくださいということとは言えても、あんまり災害のないところになかなか目が届かない。

【黒田委員】　　だから、土石流にならなくても、先ほどおっしゃったようにシカが入ったところでどんどんもう崩れてきているところがあると。ナラ枯れで枯れると、本当にそれ、家に倒れますよみたいなところもあって。それから、太いので、今切っとなないとおたくの家、大変になりますよという見方でこれまで見てないので、そこをどうやって見える化するかというところですよ。どこをチェックすればいいかって、ある程度データが大体わかってくると、先ほどおっしゃったドローンを使おうとかにもつながるかもしれませんので。

【増田部会長】　　ありがとうございます。大体よろしいでしょうか、今日のところについては。一応、今日いただいた施業のところについての必要なご指摘に伴う修正はいただいて、フローチャートとしては、今日、一番最初の2ページ目に書いていただいた一応5のあたり、1から5のところの5のところについては大体議論できた。次回は、その修正が適切に行われているかどうかというのと同時に活用のロードマップですね。そのあたり中心にまた議論できればと思いますので、よろしくお願いします。

【黒田委員】　　1点だけいいですか。4ページの、4つの目標と書いてありますけど、広葉樹などの資源の活用しか書いてないんですけど、活用と育成と、やっぱり育成を入れてほしいと思います。

【増田部会長】　　わかりました。

ありがとうございます。また少しお気づきの点があったら、事務局へも少し流していただくということで対応したいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、一応、私のお預かりしていた議題についてはよろしいでしょうかね。

そしたら、お返ししたいと思います。

【浦久保森づくり課主査】　　ありがとうございます。

冒頭、部会長のほうから発言いただいたんですけども、次回以降も継続ということで、1点だ

け、今お配りしております森林審議会規程の中で、実は、この森林整備指針検討部会が3月31日をもって解散するというので第10条のほうにちょっと入れさせていただいてまして、ここにつきましては、31日ではなく、議事事項の答申日をもって解散ということで、ちょっと規程のほうを再度変更させていただきたいと思っております。

【増田部会長】 わかりました。そうでないと議論できないですね。

【浦久保森づくり課主査】 次回は5月ごろでよろしいでしょうか。

【増田部会長】 はい。

【浦久保森づくり課主査】 わかりました。

【司会（鉄羅技師）】 以上、予定しておりました内容は終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたり貴重なお時間をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして、平成30年度第3回森林整備指針検討部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

—— 了 ——